農用地利用集積計画手続の流れ

$\overline{}$		利用権設定(貸借)			
		農家要件のある方	<u>農地法第3条第3項該当者</u> (解除条件付き)	農地中間管理事業利用者 (農用地利用集積計画ー括方式による場合)	所有権移転
一月目	25日まで	申出締切日 【 <u>提出物</u> 】 ・様式第1号, 第2号 ・新規就農者は様式第3号	<u>申出締切日</u> [提出物] ・様式第4号,第5号 ・[1年目のみ]様式第6号,第7号 ・[2年目以降]様式第8号	車出締切目 提出物 ・様式第1号-1,第2号-1 ※事前に愛知みなみ農協の 権利利用調整が必要 ※市営農支援課経由で提出	申出締切日 (<u>提出物</u>) ・様式第9号, 第10号, 第11号 ・売買予定地の登記事項証明書
二月目	1日頃	新規就農の方等 事前検討会通知送付 ↑※この類に担当推進員が	新規就農の方等 事前検討会通知送付 へ ※この関に担当推進員が		事前検討会通知送付_ ↑'※この際に担当推進員が ¦
	15日頃	開取りや借りる農地の確認をします 事前検討会 借り手は要出席 ※面接を受けていただきます	関取りや借りる農地の確認をします。 事前検討会 借り手は要出席 ※面接を受けていただきます		開取りや機地確認をします 事前検討会 買い手は要出席 ※面接を受けていただきます 登記関係書類等作成(買い手) 必要な物 ・住民票・申出書と同じ印
	16日頃 25日頃	総会 (契約には総会の承認が必要です)	総会 (契約には総会の承認が必要です)	総会 (契約には総会の承認が必要です)	登記関係書類等作成(売り手) 売り手は要来庁 必要な物・実印・印鑑証明書・通帳 総会 (契約には総会の承認が必要です)
	1日頃	告示日(契約日) 権利義務発生(契約書は送付)	告示日(契約日) 権利義務発生(契約書は送付)	告示日(契約日) 権利義務発生(契約書は送付)	告示日(契約日) 契約書・支払通知送付
三月目	<u>20日まで</u> 21日頃 25日頃				支払確認手続き(買い手) (買い手は要来庁) √必要な物・振込証明書・収入印紙 支払締切日 ・認印 登記予定日
四月目	1日頃				法務局より登記済証発行 <u>買い手は要来庁</u> ※証書は手渡しします(通知送付) 所得税控除に係る証明書発行 ※売り手に証明書を送付します